

# 支所だより



各総合支所管内での身近な出来事や話題などを毎月お知らせするコーナーです。今月は小松総合支所から「四国初の認定コース、小松中央公園グラウンド・ゴルフ場」について紹介します。

小松総合支所

〒799-1198 小松町新屋敷甲496番地  
TEL0898-72-2111 FAX0898-72-4048

新緑がまぶしい季節になりました。小松中央公園は、赤やピンクのツツジ、薄紫の藤の花に彩られています。その公園内に、日本グラウンド・ゴルフ協会が四国で初めて認定したグラウンド・ゴルフ場があります。3コース合計24ホールの全面天然芝で、春には桜、冬には椿に囲まれ、豊かな自然の中でプレーを楽しむことができます。今年のゴールデンウィークには、グラウンド・ゴルフを体験してみませんか。



▲青空のもと気持ちよくナイスショット！

新緑が輝く、四国初の認定コースで  
ワクワクランド・ゴルフを楽しむませんか

新緑が輝く、四国初の認定コースで

## グラウンド・ゴルフって？

グラウンド・ゴルフとは、基本的にはゴルフのようにクラブでボールを打ち、ホールポストに入れるまでの打数の少なさを競います。高度な技術は必要なく、ルールも簡単なことから、初心者でもすぐに取り組むことができます。

近年、高齢者を中心に愛好者が増えており、小松中央公園のグラウンド・ゴルフ場にも多くの方が訪れています。特にコースの勾配によって、思い通りにボールが転がらないところが面白いと好評です。

## ご家族でのレジャーに！

グラウンド・ゴルフは、子どもさんからお年寄りの方まで気軽に楽しめるので、家族でコースを回るのもお勧めです。

みんなで楽しくプレーしていると、思った以上にたくさん歩くことができ、メタボリ

ックシンドロームの予防や改善にもつながります。

たつぷり歩いて汗をかいた後は、ゴルフ場の近くにある温泉施設「椿交流館」で、道前平野の大眺望を満喫しながら、温泉で汗を流したり、食事を楽しんだりしてはいかがでしょうか。

家族だけではなく友達同士でも、のんびりと健康的な休日をご過ごすには最適です。



▲四季折々の花が咲く抜群の環境の中でリフレッシュ

ご利用に当たっては…

- 使用料（1日） 西条市民の方：一般200円・高校生以下100円  
市民以外の方：一般300円・高校生以下150円
- 年間使用料 西条市民の方：一般10,000円  
市民以外の方：一般15,000円
- 用具（クラブ・ボール）貸出料 1セット100円  
※65歳以上の方・障害者手帳をお持ちの方は、使用料が減免されます。また、15人以上の団体割引もあります。
- 開場時間 8時30分～17時
- 休場日 毎週火曜日（休場日が祝日・振替休日にあたる場合は直後の平日に休場します）

小松中央公園のグラウンド・ゴルフ場は、健康づくりや生きがいづくりのため、また、交流の場としても市内外からの多くの愛好者にご利用いただいています。皆さんが互いに協力し、マナーやルールを守ってプレーをお楽しみください。

使用申し込みや用具の貸出は、公園管理事務所まで。

■問合せ 小松総合支所総務課 総務調整係  
TEL0898-72-2111  
(内線218)